三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百七号	七十九万六千円
第十一号及び第百七号	四十二万二千円
（略）	（略）
第三十号、第三十三号及び第三十四号	七十九万六千円
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十二号、第七十四号及び第百七十一号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十一号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十六号及び第百七十一号	六十万九千円
第四十三号、第五十九号、第六十九号及び第七十七号	六十万九千円
第四十四号、第六十号及び第七十号	六十万九千円
第四十八号及び第四十九号	百七万七千円
第七十五号及び第百五十七号	六十万九千円
第七十六号及び第百五十七号	六十万九千円
第九十五号、第九十六号及び第九十九号	四十二万二千円
第百五十七号及び第百七十一号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百七号	七十九万六千円
第百八号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百六号	七十九万六千円
第十一号及び第百六号	四十二万二千円
（略）	（略）
第二十九号、第三十二号及び第三十三号	七十九万六千円
第三十九号、第五十五号、第六十五号、第七十一号、第七十三号及び第百七十号	六十万九千円
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十四号及び第百七十号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号及び第七十六号	六十万九千円
第四十三号、第五十九号及び第六十九号	六十万九千円
第四十七号及び第四十八号	百七万七千円
第七十四号及び第百五十六号	六十万九千円
第七十五号及び第百五十六号	六十万九千円
第九十四号、第九十五号及び第九十八号	四十二万二千円
第百五十六号及び第百七十号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百六号	七十九万六千円
第百七号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場